

議案第 47 号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。